その他

各種マーク・ヘルプカード



身体障害者標識（身体障害者マーク）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識（身体障害者マーク）で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。このマークの表示は努力義務となっています。

〈問　合　先〉　各警察署交通課（販売は警察署、ホームセンター等）



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーション方法等への配慮についてご協力をお願いします。

〈問　合　先〉　一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
電話 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046



聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。このマークの表示は義務付けられています。

〈問　合　先〉　各警察署交通課（販売は警察署、ホームセンター等）



障害者のための国際シンボルマーク

国際リハビリテーション協会によって障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。

※この表示のある駐車場については、一般の方のご利用を控えて下さい。

〈問　合　先〉　公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523



オストメイト用設備・オストメイト（マーク）

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している方 ）を示すシンボルマークです。また、オストメイト対応トイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。

〈問　合　先〉　公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
TEL：03-5844-6291　FAX：03-5844-6294



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。

「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもキチンと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。

〈問　合　先〉　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
TEL：03-5253-1111（代）



ハート・プラスマーク

「身体内部に障害のある方」を表しています。

身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓）の障害のある方は外見から分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。

※このマークは、内部障害者の方が自発的に使用するものです。法的拘束力はありません。

〈問　合　先〉内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考える
特定非営利活動法人ハート・プラスの会
E-mail：info@heartplus.org



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解・御協力をお願いします。

〈問　合　先〉　社会福祉法人日本盲人福祉委員会　電話 03-5291-7885



手話マーク・筆談マーク

全日本ろうあ連盟が策定した、誰でも一目でコミュニケーション手段のわかる「手話マーク」「筆談マーク」です。

〈問　合　先〉　一般財団法人全日本ろうあ連盟
電話 03-3268-8847　FAX03-3267-3445



ヘルプカード

障害のある人には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。障害のある人が持ち歩くことにより、周囲の人に助けを求めたい時などにヘルプカードを使い、手助けを求めることができます。

✤ヘルプカードの携帯方法
●市販のカードホルダーに入れて、他の人から見えるように、カバンや首にさげる
●カバンの内側や財布、定期入れに入れておき、困ったときに取り出す

✤ヘルプカードの配布対象者
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

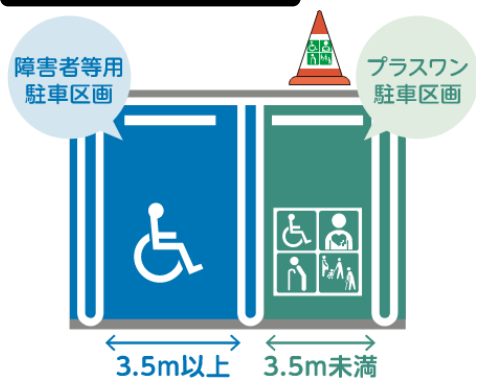
✤ヘルプカードの配布場所
西尾市役所福祉課、各支所

✤ヘルプカードについてのお問い合わせ先
西尾市役所福祉課　障がい福祉担当
TEL 0563-65-2113　FAX0563-56-0112
〈問　合　先〉　公益財団法人ソーシャルサービス協会ＩＴセンター
電話 052-218-2154　FAX052-218-2155

愛知県パーキング・パーミット制度

障害のある方など歩行が困難な方に対して、専用の駐車区画の利用証を愛知県が交付することにより、当該駐車区画の適正利用を図ることを目的とした制度です。

対象駐車区画



利用証



車内のルームミラーにかけるなど、車外から見てわかりやすいように利用証を掲示してください

申込方法

電子申請

申請先	愛知県ウェブページより、あいち電子申請・届出システムを通じて申請してください。
添付するもの	**申請に必要な書類** （下記に示す、障害等の状況がわかる書類の写し）
郵送するもの	**返信用切手180円分** （利用証を郵送するためのもの） ⇒申請後、ページ下部「申請・問合先」宛てに郵送してください

【愛知県ウェブページ】

郵送申請

申請先	ページ下部「申請・問合先」宛てに郵送してください
郵送するもの	①**交付申請書** ②**申請に必要な書類** （下記に示す、障害等の状況がわかる書類の写し） ③**返信用切手180円分** （利用証を郵送するためのもの）

対象者

次の表に示す身体障害者手帳、または療育Ａ判定、精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方

身体障害者手帳の区分	交付要件	身体障害者手帳の区分	交付要件
視覚障害	４級以上	心臓機能障害	４級以上
聴覚障害	３級以上	じん臓機能障害	４級以上
平衡機能障害	５級以上	呼吸器機能障害	４級以上
上肢	２級以上	ぼうこう又は直腸の機能障害	４級以上
下肢	６級以上	小腸機能障害	４級以上
体幹	５級以上	免疫機能障害	４級以上
脳原性運動機能障害上肢機能	２級以上	肝臓機能障害	４級以上
脳原性運動機能障害移動機能	６級以上		

※難病患者、要介護者、妊産婦、けが人等の方も対象になる場合があります。詳しくは【愛知県ウェブページ】を確認ください。

申請・問合先

〒460-0003 名古屋市中区錦 2-8-26 宮井名古屋ビル 6 階 TKP 名古屋伏見ビジネスセンター6C

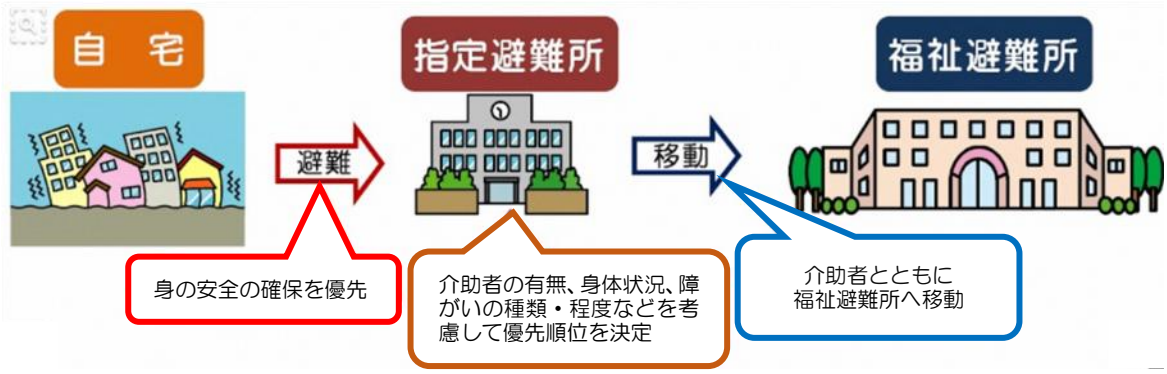
愛知県パーキング・パーミット制度事務局　電話 052-990-6845

福祉避難所について(障害者施設関係分)

1．福祉避難所とは

福祉避難所とは、一般の指定避難所で生活することが困難で、特別な配慮が必要な方が安心して避難生活を送れるよう、一般の指定避難所とは別に開設される二次的な避難所のことをいいます。まずは一般の指定避難所まで避難していただいたのちに、必要がある要配慮者が介護者とともに福祉避難所に避難していただくことになります。

2．福祉避難所へ行くまでの流れ （まずはお近くの指定避難所へ避難してください。）



3．福祉避難所の場所



施　設　名	掲載ページ
① 友国作業所	➔ P.１２
② 里山の家	➔ P.１３
③ ピカリコ	➔ P.１３
④ にしお特別支援学校	―

※福祉避難所の開設、受入の障害の種別、人数については、災害状況により変わってきます。